

E 経営法務

【総評】

令和6年度の本試験は、経営法務25問（昨年25問）のうち、「知的財産権」が9問（昨年7問）、「会社法」が9問（昨年8問）、「契約とその他の法律知識」が7問（昨年10問）であり、例年と比べて「知的財産権」と「会社法」の出題数が増加する出題構成となりました。

出題形式を見ると、単純正誤問題が16問（昨年17問）、穴埋め問題が8問（昨年8問）、組合せ問題が1問（昨年0問）であり、概ね例年どおりの出題形式でしたが、組合せ問題（第6問）という新しい出題形式が取り入れられていました。

問題文の分量を見ると、全部で22頁（昨年26頁）であり、例年と比べて問題文の分量は少なく、時間切れになった受験生は少なかったものと思われます。

・当年の難易度

出題テーマが絞りやすい「知的財産法」と「会社法」の出題数が増え、様々な法律から出題され出題テーマが絞りづらい「契約とその他の法律知識」の出題数が減ったことや、過去に出題されたことのあるテーマからの出題が多かったことから、全体としては、比較的易しいレベルの難易度になったと思われます。

合格点を確保するには、出題数の多い「知的財産法」と「会社法」の条文知識で解くことが可能な問題を取りこぼさないように確実に解答し、「契約とその他の法律知識」については、民法（第20問、第21問、第24問）、独占禁止法（第9問）、景表法（第22問）といった出題頻度の高い法律からの出題をいかに得点するかがポイントとなりました。

・新傾向や特筆すべき出題内容

（知的財産法）

知的財産法では、比較の出題頻度が高い特許法（第10問、第11問、第12問、第17問）、著作権法（第15問）、商標法（第13問、第14問、第18問）、意匠法（第11問、第15問）が例年同様出題されました。このうち、商標法に関する第13問、第14問は、商標実務について問うものであり、間違えても仕方ないと思いますが、その他の問題はいずれも条文知識で解けるものばかりですので、確実に得点したい問題です。

また、国内法だけでなくパリ条約も出題されていますが（第16問）、まずは出題頻度の高い国内法を押さえ、余裕があればパリ条約のような国際法も学習する、といった優先順位を付けるとよいでしょう。

（会社法）

会社法では、比較的出題頻度が高い設立（第6問）、株式（第8問）、株主総会（第3問）、監査役（第2問）、事業譲渡（第7問）が例年同様出題されました。これらはいずれも条文知識で解ける問題ですので、確実に得点したい問題です。

新たな傾向として、定款における「絶対的記載事項ではないもの」の組み合わせを問う問題（第6問）が出題されていました。経営法務においては、大抵、最も適切なものを選ぶ単純正誤問題か、空欄を埋める穴埋め問題のどちらかが出題されていましたが、組み合わせを選ぶという点と、「絶対的記載事項ではないもの」ということで適切でないものを選ぶという点が、新たな傾向といえます。

（契約とその他の法律知識）

法律とその他の法律知識では、民法から3問（第20問、第21問、第24問）、独占禁止法から1問（第9問）、景表法から1問（第22問）、消費者契約法から1問（第23問）、英文契約から1問（第19問）出題されました。

民法のうち不法行為の問題（第24問）は、正解肢が条文ではなく最高裁判所の判例の知識が必要なものであり、難しかったものと思われます。

また、景表法の問題（第22問）の正解肢は、令和5年10月から改正されたステルスマーケティングの規制について問うものであり、法改正を押さえることの重要性を再認識させられる問題でした。

なお、英文契約は例年1問出題されていますが、英語が得意という受験生以外は、捨て問にして他の問題に時間をかけた方が、結果的に合格点を確保しやすいものと思われます。

〔的中！合格模試〕

知的財産法では、実用新案法における出願公開制度の有無（第11問肢イ）が、合格模試問題4肢アで出題されていました。

会社法では、設立に際して出資される財産の価額またはその最低額が定款の絶対的記載事項か否か（第6問肢b）は、合格模試問題8肢イで出題されていました。

契約その他の法律知識では、消費者契約法における損害賠償額予定条項の有効性（第23問肢工）が、合格模試問題18肢エで出題されていました。

STUDYing受講生の方は問題を解くに当たり、他の受験生よりも有利になったものと思われる。

以上